

「月刊千葉ニュータウン」第87号

～本埜村関連記事～

“善良な本埜村住民は怒っている”

突然どうして本埜村の 非難、中傷 をはじめたのか？

本埜村の名誉が大きく傷つけられた

「本埜村議会は」

- 年4回の会期は通常に運営され、トラブル発生などで議会日程が延長されたことは1回もない。
- 「100条委員会」は過去10年間で3回開催された。
 - ①平成12年度 ゴルフ場開発のため村へ寄付された3,000万円の調査
 - ②平成16年度 物木・滝線道路建設に係る入札・契約の不透明部分の調査
 - ③平成18年度 都市マスタープラン・緑の基本計画策定に係る1,200万円の不正支出の調査以上である。記事に書かれた驚くべき頻度ではない。
必要に応じて開催されるものであり頻度は関係ない。
- 委員会を開催することで少なからぬ時間と労力が費やされ、議員活動に支障が生じた状態は見当たらない。
- 少なからぬ税金を費やしていると書かれているが、平成18年度調査では会議録作成委託料(4回分)などで360,385円の支出があった(平成12年、平成16年は0円)。
本埜村議員には政務調査費の支出が無く、議員の調査活動の費用は全部自費である。

以上の事から発行人は実態をよく調べないで公にしたわけで、大変迷惑千万であり本埜村、議会に対し 名誉棄損 も甚だしい。

「廃棄物処分場問題は」

小川村長の公約に絡ませて書いてある。処分場撤去の公約は実名が出ている吉本議員はじめ何名かの人が公約で「撤去すべし」と掲げており一人村長だけの問題ではない。滝野住民の多くが撤去を要望しており、それに応えようとして選挙で公約したものである。

業者の言い分を正当化するより、前村長が許可した時点での問題点(施設に接する地権者の同意の有無、施設周辺住民への説明会開催の有無)も踏まえ、発行人は十分調べた上で記事にすべきではなかったか。

「職員懲戒免職の問題は」

1, 200万円の税金が不当に支払われていたことが発覚「100条委員会」で調査した事件である。

当時の村長と総務課長は既に退職しており、この件に関与した職員が処分された。不当な支払い金で1, 200万円を受領したコンサルタント業者に返金を求めるのが筋であると「月刊千葉ニュータウン」紙は主張している。

それは大きな間違いである。村が正しい行政を行わなかったことが一番の原因であり、税金の正しい使い道を正すことが肝要である。

コンサルタント業者への返金を求めるのは当然であるが、年間約30億円の予算を執行する村役場の姿勢を正す意味でも不正に対する厳しさが必要である。

「市村合併問題は」

「都市計画税」が述べられているが、2市2村合併協議会が行われた平成15年度の協議内容で「都市計画税」は本埜村も徴収することで合意している。但しこの税金は目的税であることから徴収の目的が明確でない場合は住民の理解が得られないことも考えられ、合併が成立するまでは徴収しないとの村長の考えである。

勿論合併協議になれば平成15年度協議会で本埜村も徴収を了解しているのだから問題視することは無い筈である。「千葉ニュータウン」武藤氏もそのようないきさつは十分知っているはずなのに、どうして今回のような記事にしたのか理解に苦しむ。

「村長辞職勧告（案）の可決問題は」

6月12日の村議会において賛成4 反対3で可決された。

3項目の理由(合併、廃棄物処分場、懲戒免職)

現村長が処理、解決の任に当たるのは当然である。しかし3項目とも前村長時代に生じた問題、引き継いだ問題でもある。すべて現村長に責任を負わせるのもいかなものだろうか。

最後に「月刊千葉ニュータウン」発行人の武藤氏が過去から現在に至るまで本埜村の行政、議会に対し度々忠告あるいは指摘、指導を行ってきたのであれば、なるほどと頷くこともあるかもしれないが、突然主観的、一方的論拠を展開、本埜村議会、行政を非難することには強く反論したい。本埜村の行政、議会、住民から収集してきた情報を踏まえレポートすると書いているが、「第87号」を見る限り特定人物の情報と武藤氏の主観をもとに記載したものとはか考えられない。ペンの暴力ではないのか。

本埜村民はこのような記事に惑わされることはないが、周辺自治体の住民にも配布されている新聞である、本埜村の名誉がかかっている。新聞に携わる人間として情報提供には自ずと責任が生じる。反省していただきたい。

有志一同

山下 兼男 菅原 巖 織原 拯 小川 利彦(村議) 小玉 真

その他多数(団体役員などのため実名を控えます)